

保育教諭確保のための

保育士資格取得支援事業



事業概要

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設に対して、雇用している職員（幼稚園教諭免許状を有する方で、かつ、保育士資格を有していない方）が特例制度（※）により保育士資格を取得するための受講料等の一部を補助します。

※ 「特例制度」とは、幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園等において「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験を有する者が、指定保育士養成施設で履修した教科目の単位数に応じて、保育士試験科目が免除される制度

対象となる施設（申請者）

市内の「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「認定こども園への移行を予定している施設」

※ 対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしている必要があります。
※ 「認定こども園への移行を予定している施設」とは、認定こども園への移行について本市と協議が調い、翌年4月に移行が見込まれている認可保育所や幼稚園をいいます。

対象となる方（受講者）の要件

- ❖ 対象となる施設に勤務していること
- ❖ 幼稚園教諭免許状を有しており、かつ、保育士資格を有していないこと
- ❖ 令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に指定保育士養成施設にて受講を開始し、特例制度により保育士資格を取得すること
- ❖ 資格取得後、1年以上対象施設に勤務すること

補助内容

- ❖ 養成施設受講料等
【基準額】 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2
（1人当たりの上限100千円）
【内容】 入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費）、上記経費の消費税
- ❖ 代替保育教諭雇上費
【基準額】 1人1日当たり7千円
【内容】 養成施設において受講する幼稚園教諭が、当該施設に勤務していない期間（当人に給与を支給していること）に、新たに代替保育教諭を雇用する場合の経費



【お問合せ先】

鹿児島市こども未来局
保育幼稚園課 企画係
電話：099-216-1223